

精神科の経営サポート



精神科 医療関係者向け



インタビュー)

2023年税制改正大綱を読む～税制改正の医療経営に与える影響

税理士法人 京都ビジコン所長・税理士 海来 美鶴先生

(聞き手：医療ジャーナリスト：富井 淑夫)

インタビュー日：2023年2月7日

極めて複雑なルールの改正電帳法 2年間の延期と2023年大綱では修正

——2023年税制改正大綱が、昨年末に公表されました。内容は非常に膨大かつ詳細に及ぶものでしたが、専門家等からは医療業界、特に中小企業として位置づけられる民間医療機関等の経営者には、影響の少なかった改正とされています。

世論的には改正された「電子帳簿保存法」（電帳法に略）と消費税のインボイス制度への関心が高まっていますが、改正電帳法に関しては2024年1月からの施行と、既に2年間の延期が決定し、23年12月までの2年間に実施された電子取引に関しては、従来通り紙でプリントアウトして保存しておくことが可能になりました。

海来：23年大綱でも中小零細企業等での対応の遅れが懸念されることから、電子保存要件の見直しが実施され当該要件に則って保存をすることが出来なかった場合、「相当な理由」のある事業者には新たな猶予措置が講じられました。

改正電帳法には大きく①電子取引情報に係る電磁的記録の保存制度②スキャナ保存制度③電子帳簿等保存制度（優良電子帳簿の範囲）——の3つのルールがあり、各々に異なる保存要件がありますが、「相当な理由」と認められた場合（事前手続き不要）は、「出力書面の提示・提出の求め、及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じること」が可能であれば、「保存要件を不要」にした①電子取引データ保存が可能になりました。この他②スキャナ保存に関しても、幾つかの要件緩和措置が講じられています。

6 納税環境整備

(1) 電子帳簿等保存制度の見直し(案)

■電子取引の取引情報に係る電磁的記録(電子取引データ)の保存制度については、原則として保存要件^(注)に従って、電子取引データを保存しなければならないこととされています。今回の見直しにおいて、電子取引データを保存要件^(注)に従って保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講じます。

(注) 具体的な「保存要件」については、「改ざん防止の要件(タイムスタンプ等)」、「検索機能の確保の要件」、「見読可能装置の備付けの要件」等があります。

現行	見直し案
<p>○保存要件に従って、電子取引データを保存しなければならないことが原則だが、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引データを出力することにより作成した出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくことをもって、その電子取引データの保存に代えることができる。<u>(経過措置)</u></p>	<p>○現行の経過措置は、<u>適用期限(令和5年12月31日)の到来をもって廃止</u>。</p> <p>○<u>相当の理由があると認める場合(事前手続不要)</u>、その電子取引データの<u>出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求め</u>に応じることができるようにしておけば、<u>保存要件を不要</u>として、電子取引データの保存を可能とする。</p>

※1 上記のほか、検索機能の確保の要件について緩和措置を講じます。
 ※2 令和6年1月1日以後に行う電子取引について適用されます。

■スキャナ保存制度について、制度の利用促進を図る観点から、以下のとおり更なる要件の緩和措置を講じます。

- ①記録事項の入力を行う者等の情報を確認できるようにしておくことを不要とします。
- ②スキャナで読み取った際の情報(解像度・階調・大きさ)の保存を不要とします。
- ③帳簿との相互関連性を求める書類を重要書類に限定します。

※重要書類：資金や物の移動に直接・連動する書類(契約書、領収書、請求書等)



※令和6年1月1日以後に保存が行われる図形関係書類について適用されます。

■優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置^(注)の対象帳簿(所得税・法人税)の範囲について、以下の合理化・明確化を行います。

(注) 対象帳簿について、優良な電子帳簿の要件(訂正・削除・追加の履歴(トレーサビリティ)確保の要件、各帳簿間の相互関連性の確保の要件、検索機能の確保の要件)を満たして保存等がされた場合において、帳簿に記録された事項に關し申告漏れがあったときは、その申告漏れに課される過少申告加算税を5%軽減する制度です。

現行	見直し案
<p>○過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲については「<u>仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(全て)</u>」とされている。</p>	<p>○「<u>その他必要な帳簿</u>」について、申告に直接結びつきやすい経理誤り全体を是正しやすくする観点から、<u>帳簿の範囲を合理化・明確化</u>。</p> <p><対象となる帳簿の具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上帳、仕入帳、経費帳(資金台帳を除く。)、売掛帳、買掛帳(注)所帯税の場合は、資金台帳も対象となる。 ・受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、有価証券受け払い簿 ・固定資産台帳、繰延資産台帳 等

※令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する図形について適用されます。

出典：「令和5年度税制改正(案)のポイント」(令和5年2月) 納税環境整備(財務省)
https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeiseian23.html を加工して作成

(2) 課税・徴収関係の整備・適正化(案)

■社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額(増差税額)が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%に引き上げることとします。

納税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
現行	15%	20%	
見直し案	同上	同上	30% ^(※1)

【現行】	【見直し案】
450万円	200万円
50万円	250万円
50万円	50万円
(納税額=500万円)	(納税額=500万円)

※1 納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額(例えば、相続税事案で、本人に帰責性がないと認められる事実に基づく税額(相続人が一定の確認をしたにもかかわらず、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合において、その相続財産について課される税額))については、上記の300万円超の判定に当たっては除外されます。

※2 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

■繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税^(注)又は重加算税(無申告)を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税^(注)又は重加算税(無申告)を10%加重する措置を講じます。

(注)調査通知前、かつ、更正・決定予知前の無申告加算税は除かれます。



※1 過去5年以内に無申告加算税等を課された者が再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合に課される無申告加算税等の加重措置のいずれかが適用されます。

※2 上記の割合は、いずれも更正・決定予知後の現行の加算税を前提とするものです。

※3 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

出典：「令和5年度税制改正(案)のポイント」(令和5年2月) 納税環境整備(財務省)
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeiseian23.html) を加工して作成

——保存要件が不要になるのは「売上高 5000 万円以下」とされたので、殆どの医療機関は対象外。しかし当初の施策からは、かなりトーンダウンした内容です。

海来：21 年末に与党の税制調査会が国会に答申を出しましたが、遡り財務省での電帳法改正の議論やマスコミ報道等を振り返ると、各企業や事業所の経理実務において大きな負担を伴う改正であることが十分に理解されないまま、立法の段階で拙速に進められた印象です。課税当局の徴収支援を優先し、事業者側にデータ保存の厳格な運用や遵守ばかりを強いる制度設計となり、経済社会への影響が十分に考慮されずに当該議論が行われてきました。電子取引データ保存時の 3 要件の中で③検索機能の確保が最も厄介で、常に「取引年月日」、「取引金額」「取引先」を検索可能な状態に記録を残しておくことが要求され、人員の乏しい小規模医療機関等では、ハードルが高いと思われる。

——諸外国と比較し遅れているデジタル国家整備。マイナンバーカードは最たるもので数千億円の投資はしたものの運用が計画倒れになっています。そこで菅前内閣においてデジタル田園都市国家構想のもと創設されたデジタル庁がリーダーとなり、各省庁を引っ張っていく構図で、財務省もこの流れの一貫として、2020 年税制改正大綱で発表しましたね。

海来：請求書や領収書だけでなく、見積書や契約書等も含めて、電子メールでの受け取りやインターネット上から当該書類等のダウンロード、DVD等の記録媒体のデータ受け取り、クラウドサービスやEDIシステム（電子データ交換）を介したやり取り等、電子取引の幅は相当に広く、税務署に要求された際には直ぐに取り出せるように保存しておくことが必要とされました。ルールが極めて複雑で、かつ煩雑な業務が多発に発生するにも係わらず、経済界や医療界、ベンダー等の関連業種も含めて、国の進めるDXの推進ばかりに目が注がれ、詳細な内容の周知が進まないまま、法改正が実現したと考えられます。

——その結果、2022 年 1 月には前出・2 年間の経過措置を設定。約 1 年後の 23 年大綱でも内容の修正が実施された訳ですね。

海来：延期されたとは言え、電子保存の義務化は 24 年 1 月 1 日より施行されるのが確定しました。タイムリミットまで 1 年を切り、医療機関の方々は早い時期から準備し、それが出来る体制整備を進めて頂きたいと思います。

——もう一つ、注目される改正点の消費税におけるインボイス制度の導入ですが、社会保険診療報酬は非課税取引です。医療機関や福祉施設は非課税取引事業者であることから、インボイス制度の影響を受けることは殆どないと理解して良いのでしょうか？

海来：課税収入が年間、1 千万円を超えるような医療施設は影響を受けるケースもあるのかもしれませんが、一般の診療所等の場合はインボイス適格事業者になることは殆ど想定し難く、仮に対象になるとすれば地域医師会が一括して受注する各種、集団接種等における消費税の取り扱いを、どのように行うのが注意すべきところです。予

防接種を医師会所属の複数の医療機関に振り分ける際には、インボイスへの登録が求められる等の複雑なケースが想定されますが、今後、各医師会で解決して頂く課題だろうと考えます。

電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

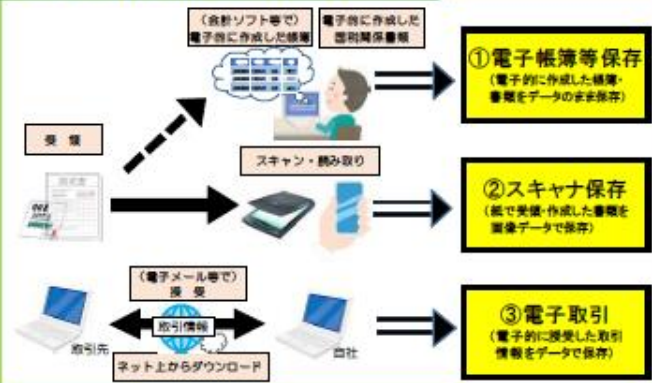
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～ 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項 ～

- 1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。**
これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）
令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用
※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキャナ保存も同様です。）
- 2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。**
一定の国税関係帳簿（注1）について**優良な電子帳簿の要件**（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）
令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用
(注1) 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。
(注2) 電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。
- 3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。**
正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”の要件をご確認ください。
令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

出典：「電子帳簿保存法が改正されました（令和3年12月改訂）」（国税庁）
(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/08.htm>) を加工して作成

中小企業「経営強化・投資促進税制」は個人開業医も適用可能

——今回の税制改正では医療・福祉経営に係る新機軸は乏しいのですが、一般産業界に影響を与える内容が数多く織りこまれてしていると聞きます。同改正で各省庁が要望した中に医療経営者の皆さんにも着目して頂きたい改正ポイントがあれば教えて下さい。

(3-0) 中小企業の設備投資関連税制の新設・延長

- 「中小企業投資促進税制」、「中小企業経営強化税制」について、適用期限を2年間延長する。
- また、赤字の事業者を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字企業にも効果がある生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置を新設する。

改正概要 【適用期限：令和6年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	ソフトウェア (70万円以上)	機械装置 (160万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	国税	<p>【中小企業経営強化税制】 ⇒延長(2年) 即時償却又は税額控除10% (※7%)</p> <p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</p> <p>経営資源集約化設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p>		
	地方税	<p>【中小企業投資促進税制】 ⇒延長(2年) 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用</p> <p>【生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】 ⇒新設 計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 計画中に賃上げ表明に関する記載あり：4又は5年間、課税標準を1/3に軽減</p>		

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

出典：「経済産業関係 令和5年度税制改正について」(経済産業省)
(https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2023/zeisei_k/index.html) を加工して作成

海来：経済産業省の要望していたもので、「中小企業経営強化税制」及び「中小企業投資促進税制」の適用期限が2年間延長され、令和6年度末まで可能になりました。同強化税制の対象となるのは一部の業種（その他の飲食店業に分類される料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等）を除き、製造業、建設業、サービス業等の殆ど全ての事業体です。医療業界では余り知られてはいませんが、民間医療機関・薬局の殆どは中小企業に分類されることから指定事業者になることが可能です。A類型（生産性向上設備）、B類型（収益力強化設備）、C類型（デジタル化設備）、D類型（経営資源集約化設備）の4種類の類型があり設備投資価額の要件が設定されていますが、計画を策定して事前に認定を受けると、ソフトウェアや医療機器等の取得価額が一括で損金計上可能か、10%の税控除が受けられます（資本金 3000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）。

後者の同投資促進税制は一定の機械装置、ソフトウェア等の対象設備の取得等に「30%の特別償却または7%の税額控除」が可能になるものです。

(3-1) 中小企業経営強化税制の延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の場合は7%
- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、**中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長する。**

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄居・宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

- ※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。
- ※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。
- ※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。
- ※4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供するものを除きます。

出典：「経済産業関係 令和5年度税制改正について」（経済産業省）

(https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2023/zeisei_k/index.html) を加工して作成

——前者の同強化税制に関し医療機関・介護事業者等で適用の想定されるのは、医療用ロボットやAIの導入等、「働き方改革」や「医療DX」の推進に資する設備投資が、A類型やC類型に該当する可能性が高いのでしょうね。

海来：但し同強化税制に関しては「経営力向上計画の策定」だけでなく、4類型各々に異なる要件が設定されています。例えばA類型では新設備導入による生産性向上の指標として、(旧モデルと比較し)平均1%以上向上しているとのアウトカムが求められます。この他、A類型は設備・機器メーカー等に証明書発行の依頼や、当該設備メーカーの所属する工業会からも証明書発行が必要なこと。B～D類型は経済産業局への確認を要すること等、各々に煩雑な手続きが発生します。要するに税額控除の適用に価する根拠が必要になる訳です。各4類型の要件を確認した上で対応が難しい場合は公認会計士や税理士等の専門家に、ご相談頂くことも検討して下さい(資料3)。何れの税制も法人・個人事業主が対象で、個人開業医も指定事業者になることが可能です。

経営強化法による支援

個人事業主

法人

6

中小企業経営強化税制

～経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします～

制度の概要

本制度は、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備を取得や製作等した場合に、即時償却（注1）又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）（注2）が選択適用できるものです。

（注1）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）税額控除は、中小企業投資促進税制（P21参照）の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

適用対象者

青色申告書を提出する「中小企業者等（注1）」で、中小企業等経営強化法第17条第1項の認定を受けた同法の「特定事業者等（注2）」に該当するもの

（注1）中小企業者等とは、

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

③前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※）
- ※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工会及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会並びに商店街振興組合に限ります。

（注2）特定事業者等とは、

- ・常時使用する従業員数が2,000人以下の法人または個人
- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会

※なお、上記の協同組合等のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会は経営力向上計画の認定を受けることができませんので、本税制の対象外となります。

※従来対象とされていた「中小企業者等」に該当し、特定事業者等には該当しない場合（資本金10億円以下かつ従業員数2,000人を超える場合）も、令和5年3月31日までは「特定事業者等」とみなして経営力向上計画の認定対象となります。

適用期間

令和5年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

詳細は次ページ以降をご確認ください。

対象設備

類型	要件	確認者	対象設備（※1～3）	その他要件
A類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本誌・寄附品等1. 建物付風設備、福利厚生施設、他の物件該当しない。（※4）
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資設備	経営者等	工具（30万円以上） （A類型の組合、調整工費又は検査工費を除く）	
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のソフトウェア適用設備		器具備品（30万円以上）	
D類型	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の改善計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上）	
			ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の移動費30万円15%超過税額控除対象除外）	・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について本税制を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」よくあるご質問を確認してください。

※2 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得等をするものを除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくはP22の「対象となるソフトウェア」を確認してください。

※4 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

出典：「中小企業税制<令和4年度版>」（中小企業庁）（<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/index.html>）を加工して作成

——医療機関の所得税・法人税に関連する「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度」も適用期限が2年間の延長。こちらは「医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する」器具や備品、ソフトウェア等の設備に対して15%の特別償却を認める制度です。この他、取得価額500万円以上の「高額な医療用機器への12%の特別償却」、「地域医療構想の実現に向けた病床再編等のために取得した建物への8%の特別償却」等も、2025年3月31日まで継続され、2年間の延長が実現しました。これら特別償却制度は税制改正で厚生労働省が要望していたものです。当該設備の特別償却制度が目指すところは、スキームは異なるものの経産省の要望した同強化税制と近いようにも感じます。

海来：厚生労働省が要望した医療経営に影響する税制改正に関しては新味に乏しく、現行の税制優遇措置や特別償却制度、税額控除等を延長した内容ばかりで占められません。

一方、人口減少により全国各地で働き手が不足する時代を迎えて、厚労省以外の各省庁が進める施策まで俯瞰的に眺めると、DX社会の到来やデータヘルス改革、「働き方改革」の推進、先端技術の研究開発、創造的なイノベーションへの設備投資等に関連した特別償却や税額控除、補助金等も含めて手厚い措置が、数多く導入されていく流れです。

そうした国の政策の包括的な動向を複眼的に見据えながら、医療経営者の方々には節税や増収に繋がる仕組みを、見逃さないようにして頂きたいと感じます。

出資持分を放棄し認定医療法人への移行を促す移行期間の延長

——医療経営に大きな影響を与えるテーマとして、医療法人制度の動向が今後、多くの医療経営者の皆さんの気にかかる問題かと思えます。今税制改正では医業経営に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置が「令和5年9月末」までの期限だったのが、「令和8年12月末」までの延長が決定されました。これは厚生労働省や日本医師会等も要望していた事項の一つでもあります。

海来：ここでの相続税・贈与税の特例措置延長とは、正に認定医療法人制度に関連する改正です。相続人が「持分あり医療法人」の出資持分を相続、または遺贈により取得したと仮定し、当該法人が「移行計画の認定を受けた医療法人（認定医療法人）」であれば、移行計画の期間満了まで相続税の納税を猶予、持分を放棄した場合は猶予税額が免除されるというもの。この相続税・贈与税の納税猶予制度の移行期間が、現行では移行計画認定の日から起算して3年以内とされたのが、5年以内に延長されたのは画期的な改正と言えます。認定を受けた医療法人が、出資者との調整を上手く進められず、認定から3年以内という短期間では持分放棄の同意を得るのが不可能なケースもありました。移行促進で事業継承をスムーズに進めるために、移行期間を2年延長した訳です。

医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等

(相続税、贈与税)

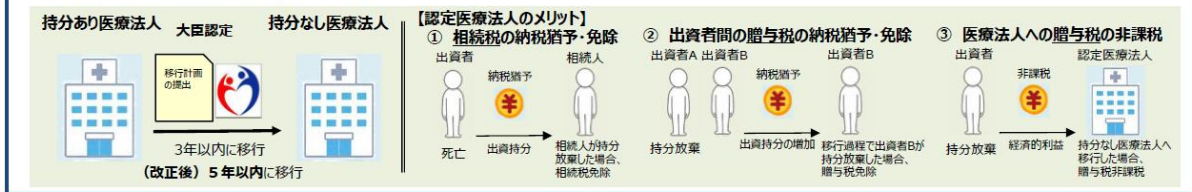
1 大綱の概要

医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を令和8年12月末まで延長する。

- ① 相続税・贈与税の納税猶予制度等における移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年（現行：3年）を超えない範囲内のものとする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

2 制度の内容

- 平成26年度の医療法^(※)改正により、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当であると厚生労働大臣から認定を受けた「認定医療法人」に対して、**出資者の死亡による相続税の猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等の特例措置**が導入された。更に、平成29年10月からは、**出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置**も導入された。（大臣認定の後、3年以内に移行）
- 現行の制度は令和5年9月末までの措置であるため、**当該措置を令和8年12月末まで延長**する。
- また、認定を受けた医療法人の中には、その後の出資者との調整期間の不足等により、認定から3年以内に放棄の同意を得ることができずに、認定医療法人制度を活用できなかった法人も存在するため、更なる移行促進のため、**移行期限を5年以内に緩和**する。



(※) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）

出典：「令和5年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）」（厚生労働省）（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29814.html）を加工して作成

——オーナー経営で長期に亘って病院を運営してきた創業者や、その親族には出資持分を放棄することに抵抗のある方も少なくないのですね。

海来：2007年の第5次医療法改正で“出資持分あり”医療法人を新たに設立するのは不可能になりましたが、それ以前に設立された医療法人の中には、持分ありの医療法人もまだ多く残っており、医療法人全体の66%を占めています。現実問題として歴史の古い医療法人の場合、持分ありだと剰余金が膨らみ、相続人への巨額な相続税の発生や、社員の退社に伴う出資持分の払い戻し請求が過大な負担となり、医療法人の存続を危うくする事例等も想定されるのです。過疎が進む郡部の病院等の場合、相続人に相続税が支払えず病院が閉鎖されるような事態が起こると、地域医療の崩壊を招きかねません。“公益性の担保”に関して社会医療法人や特定医療法人等に比べてハードルが低く、同族経営も継続可能な認定医療法人は、出資持分放棄には使い勝手の良い制度です。国は今、存続している持分あり医療法人の多くを認定医療法人に移行する方針で、現在は持分あり医療法人の整理整頓を行っている段階と、ご理解下さい。

最後に、わが国の財政状況を鑑みると近い将来、国が法人税を上げてくることも十分に予想されます。公益性が高いとされ、法人税が非課税の社会医療法人や税率が低く設定されている特定医療法人等を除き、医療法人の税率は一般企業と同じです。法人税の動静も見据えながら、医療機関の皆様には今後の経営対応を考えて頂きたいと思います。

【海来 美鶴（うみき みつる）】

〔プロフィール〕

昭和 63 年 2 月、海来税理士事務所開設、TKC入会。平成 2 年 9 月、全国医療専門会計人会入会。同年 11 月、社団法人 日本医業経営コンサルタント協会入会。平成 4 年 1 月、有限会社 京都ビジコン設立。同年 4 月、山林良夫の医療経営コンサルティング塾入塾。平成 5 年 1 月より病医院のコンサルティング業務を開始。平成 9 年 12 月より株式会社 京都ビジコンに組織変更。平成 10 年 7 月、TKC全国会京滋会 理事に就任。平成 11 年 4 月 日本医業経営コンサルタント協会 京都府支部支部長に就任。平成 19 年 11 月、税理士法人 京都ビジコン設立。平成 25 年 7 月 TKC全国会 医業・会計システム研究会 代表幹事に就任。日本税理士連合会所属。発表論文、著書等多数。

2024 年 1 月作成 (審) 24 I 068